

介護老人保健施設 オープンアームズ

介護予防短期入所療養介護（要支援 1～2 の方）及び
短期入所療養介護（要介護 1～5 の方）のご利用料金（令和 2 年 4 月 1 日～）

I. 介護保険の給付対象となる費用

1) 従来型個室：介護予防短期入所療養介護 及び 短期入所療養介護費 I - i

	国が定める 1日あたりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1日あたりのご利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	5,800円	580円	1,160円	1,740円
要支援 2	7,210円	721円	1,442円	2,163円
要介護 1	7,550円	755円	1,510円	2,265円
要介護 2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護 3	8,620円	862円	1,724円	2,586円
要介護 4	9,140円	914円	1,828円	2,742円
要介護 5	9,650円	965円	1,930円	2,895円

2) 多床室（2人室・4人室）：介護予防短期入所療養介護 及び 短期入所療養介護費 I - iii

	国が定める 1日あたりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1日あたりのご利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	6,130円	613円	1,226円	1,839円
要支援 2	7,680円	768円	1,536円	2,304円
要介護 1	8,290円	829円	1,658円	2,487円
要介護 2	8,770円	877円	1,754円	2,631円
要介護 3	9,380円	938円	1,876円	2,814円
要介護 4	9,890円	989円	1,978円	2,967円
要介護 5	10,420円	1,042円	2,084円	3,126円

※1. 短期入所 及び 介護予防短期入所療養介護費には、オムツの費用が含まれています。

3) 主な加算（国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金）

① すべてのご利用者に共通の加算

	国が定める料金	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算（I-イ）	180円	18円	36円	54円
介護職員処遇改善加算 ※2. 短期入所（介護予防短期入所）療養介護費に各種加算を合算した、当月分介護報酬の総額×1.6%の額		※2. で算出した額	※2. で算出した額の2倍の額	※2. で算出した額の3倍の額

② ご利用者の状況やご希望に応じて算定する加算

	国が定める料金	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算（片道）	1,840円	184円	368円	552円
個別リハビリテーション実施加算	2,400円	240円	480円	720円
療養食加算（1食）	80円	8円	16円	24円
緊急短期入所受入加算	900円	90円	180円	270円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円	400円	600円
緊急時施設療養費 緊急時治療管理	5,110円	511円	1,022円	1,533円
特定治療 ※3. 医科診療報酬点数×10円		※3. の額	※3. の2倍の額	※3. の3倍の額

II. 介護保険の給付対象外の費用

1) 国が定める利用者負担段階に応じたご利用料金

利用者負担段階	食費	滞在費（日額）	
		従来型個室	多床室
第4段階	朝食 520円 昼食 540円 夕食 540円	1,730円	480円
第3段階	当日1食の場合 朝食 520円 昼食 540円 夕食 540円	1,310円	370円
	当日2食以上の場合 日額 650円		
第2段階	日額 390円	490円	370円
第1段階	日額 300円	490円	0円

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等の合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

第4段階	高齢福祉年金受給者の方 ・ 生活保護を受給されている方
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円を超える方
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第1段階	住民税課税世帯の方

2) 全てのご利用者に共通の費用

日用品・教養娯楽費（全ての利用者負担段階に共通）	310円
--------------------------	------

3) ご希望の方の利用料

特別な室料：個室及び2人室をご利用の場合、1日あたりの料金	385円
理容代：毎月第2・第4月曜日、1回あたりの料金	2,300円
電気代：テレビやラジカセなど、コンセントを電源とする機器、1台あたり、1日の料金	40円

III. 高額介護サービス費

当月1か月間の介護保険利用者負担分（国が定める負担割合 1割～3割の対象額）の合計が利用者負担の上限を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

区分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が、年間80万円以下の方等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護を需給している方等	15,000円（個人）